

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正  
する法律案要綱

第一 保健所の業務の追加

保健所の業務として、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行うことに加え、これらに付随する調査等の業務を行うものとする。 ( 第三条関係 )

第二 特定有害物質の濃度の調整についての定めを追加

建築物環境衛生管理基準の内容として、特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律第二条第一項に規定する特定有害物質の濃度の調整を追加することとすること。 ( 第四条第二項関係 )

第三 空気環境の定期測定等

特定建築物の維持管理について権原を有する者は、定期に、特定建築物における空気環境の測定及び当該特定建築物において供給する飲料水の水質検査を行い、その結果を記録しておくとともに、特定建築物所有者等は、その結果の記録を帳簿書類として備えておかなければならないものとする。 ( 第四条の二及び第十条関係 )

第四 指定評価機関による特定建築物維持管理評価制度の創設

## 一 特定建築物維持管理評価

- 1 都道府県知事の指定による指定評価機関は、申請により、定期的に、特定建築物維持管理評価（特定建築物の維持管理について建築物環境衛生管理基準に照らして評価することをいう。）を行い、その結果に基づいて特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に適合している旨等を記載した特定建築物環境衛生管理基準適合評価書を交付することができるものとするとともに、特定建築物所有者等は、特定建築物環境衛生管理基準適合評価書の交付を受けたときは、当該特定建築物維持管理評価に係る期間内に限り、当該特定建築物において、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に適合していることを示す表示を掲示することができるものとする。
- 2 何人も、1の場合を除き、建築物において、1の表示又はこれに類似する表示を掲示してはならないものとする。

（第十二条の九の二及び第十二条の十第二項関係）

## 二 指定評価機関の指定等

指定評価機関の指定、指定評価機関の評価の業務の義務、都道府県知事による指定評価機関の監督等について所要の規定を設けること。

(第十二条の九の三から第十二条の九の十五まで関係)

## 第五 罰則

罰則について所要の規定を整備すること。

(第十五条から第十八条まで関係)

## 第六 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

- 二 その他所要の規定を整備すること。